

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月15日
【報告者の氏名又は名称】	JTMホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北5番6
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町2丁目46-1 中野坂上サンブライトツイン10F南 ウイング
【電話番号】	03-6457-8852
【事務連絡者氏名】	取締役企画室長 関根 進
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	JTMホールディングス株式会社 (大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北5番6) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、JTMホールディングス株式会社をいいます。
(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社RISEをいいます。
(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社RISE

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)

A種優先株式(以下「対象者優先株式」といいます。)

(注) 対象者優先株式は、原則、株主総会における議決権を有しないものの、定時株主総会に先立つ取締役会において、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会より、累積未払優先配当金(ある事業年度において対象者優先株式を所有する株主又は対象者優先株式の登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が、対象者優先株式に係る優先配当金の額に達しない場合における、当該不足額の累積金額をいいます。)全額の支払いがなされるまでの間に開催される株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとされており、本書提出日現在、対象者優先株式は株主総会における議決権を有しております。なお、対象者優先株式には、対象者優先株式1株当たり対象者普通株式4株を対価とする取得請求権が付されておりますが、当該取得請求権の行使期間は2017年7月31日をもって満了しております。

(3) 【公開買付期間】

2026年5月18日(月曜日)から2026年6月12日(金曜日)まで(20営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(対象者普通株式48,966,772株、対象者優先株式6,244,307株、合計55,211,079株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限(対象者普通株式48,966,772株、対象者優先株式6,244,307株、合計55,211,079株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(対象者普通株式48,966,874株、対象者優先株式6,244,307株、合計55,211,181株)が買付予定数の上限(対象者普通株式48,966,772株、対象者優先株式6,244,307株、合計55,211,079株)を超えましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2026年6月13日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	普通株式 48,966,874(株) A種優先株式 6,244,307(株)	普通株式 48,966,800(株) A種優先株式 6,244,307(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	55,211,181	55,211,107
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	552,111
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年11月14日現在)(個)(g)	1,022,499
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	53.99

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年11月14日現在)(個)(g)」は、対象者が2025年11月14日付で関東財務局長に対して提出した「第80期中(自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)半期報告書」に記載された2025年11月14日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたものであり、対象者優先株式6,244,307株に係る議決権を含みます。)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2026年5月15日付で公表した「令和8年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された、2026年3月31日現在の対象者の発行済普通株式総数(96,013,277株)及び発行済A種優先株式総数(6,244,307株)の合計数(102,257,584株)から、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(66株)を除いた株式数(102,257,518株)に係る議決権数(1,022,575個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ．計算方法

応募株券等の総数(対象者普通株式48,966,874株、対象者優先株式6,244,307株、合計55,211,181株)が買付予定数の上限(対象者普通株式48,966,772株、対象者優先株式6,244,307株、合計55,211,079株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元未満の株式数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株式数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等(本公開買付けに応募した株主をいいます。以下同じとします。)からの買付株式数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株式数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株式数に1単元未満の株式数の部分がある場合は当該1単元未満の株式数)減少させるものとなりました。

ロ．計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主等からの買付け等をする株券等の数は、対象者普通株式48,966,800株、対象者優先株式6,244,307株、合計55,211,107株となり、この株式数を買付けました。

買付け等をする株券等のうち普通株式に係る議決権の数	489,667.72	(A)
応募株券等のうち普通株式に係る議決権の数	489,668.74	(B)
あん分比率	0.9999979169...	(A) / (B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数(株)	1単元未満の 株式数を 四捨五入(株)	(3)により切 上げ/切捨て られた単元未 満株式数(株)	買付株式数 の増減(株)	最終買付 株式数(株)	応募株主に 返還する 株式数(株)	件数 (件)
1	48,966,772	48,966,670.00	48,966,700	30.00	0	48,966,700	72	1
2	100	100.00	100	0.00	0	100	0	1
3	2	2.00	0	2.00	0	0	2	1

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しています。

以 上